



製造たばこ小売販売業許可の公表予定日について

(令和7年4月から令和8年3月)

たばこの許可処分について、下記のとおり定めましたのでお知らせします。
許可申請を行う際の目安としてください。

決定予定日	ホームページ掲載予定日
令和7年4月24日	令和7年4月25日
令和7年5月26日	令和7年5月27日
令和7年6月26日	令和7年6月27日
令和7年7月28日	令和7年7月29日
令和7年8月28日	令和7年8月29日
令和7年9月29日	令和7年9月30日
令和7年10月30日	令和7年10月31日
令和7年11月27日	令和7年11月28日
令和7年12月25日	令和7年12月26日
令和8年1月26日	令和8年1月27日
令和8年2月26日	令和8年2月27日
令和8年3月26日	令和8年3月27日

・たばこ許可にかかる事務については、原則として小売販売業許可申請を受理した日の属する月の末日から2月以内となっていますが、申請書類の補正や各種調査の必要がある場合には審査日数を要するため処分決定が遅れる場合があります。

・許可を受けた方は、許可決定日の翌日から1月以内にたばこの小売販売を開始する必要があります。

・小売販売業許可者はホームページに掲載すると共に、別途文書で通知します。

・小売販売業不許可者については、文書で通知します。

・予定日は追加、変更することがあります。